

水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭）購入仕様書

（趣旨）

第1条 本仕様書は、埼玉県（以下「発注者」という。）が水処理に使用する水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭）の仕様について定めるものであり、納入者（以下「受注者」という。）は、契約書に定めるもののほか、本仕様書に従い、これを履行しなければならない。

（品質）

第2条 受注者が、発注者に納入する水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭）は、品質管理されたヤシ殻由来の原材料を用い、製造工程及び製品についても品質管理されたものであること。

2 製品の品質は、以下の規格のいずれにも適合するものであること。

（1）規格1

水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号。以下「省令」という。）第1条第16号に基づく基準を満たすものとする。

なお、最大注入率は100mg/Lとする。

（2）規格2

項 目	規 格
フェノール価	25 以下
ABS価	50 以下
メチレンブルー脱色力 mL/g	230 以上
よう素吸着性能 mg/g	1350 以上
pH値（1%懸濁液の浸出液）	4～11
塩化物イオン %	0.5 以下
電気伝導率（1%懸濁液の浸出液） $\mu S/cm$	900 以下
乾燥減量 %	50 以下
ふるい残分（ふるい目開き45 μm ） %	10 以下

評価方法は日本水道協会規格 JWWA K113：2005－3に基づくものとする。

（3）規格3

項 目	指 標 値
2-MIB価	3 以下

試験方法は日本水道協会規格 JWWA K113：2005－3（参考）に基づくものとする。

3 受注者は、契約締結後、初回納入時まで、製造業者が製造する水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭）について、第2項に掲げる規格1及び規格2に適合することを証明する第三者機関の試験成績書を発注者へ提出しなければならない。

ただし、日本水道協会の水道用薬品等の認証登録を受けた薬品については、当該試験成績書の提出を省略することができる。この場合において、受注者は、当該認証登録を受けていることを証明する書類を初回納入時まで、発注者へ提出しなければならない。

なお、規格2のメチレンブルー脱色力、よう素吸着性能及びふるい残分（ふるい目開き45 μm ）並びに規格3については、前段の認証登録の有無にかかわらず、第三者機関が発行する分析証明書を初回納入時まで、発注者へ提出しなければならない。

（品質検査）

第3条 受注者が、発注者に納入する水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭）の品質検査は、次項のとおりとする。

2 発注者は、製品の品質確認のため、随時製造業者の工場、倉庫又は納入場所等において試料を採取し、品質検査を行うことができる。

なお、発注者による試料の採取が困難な場合には、受注者が試料の採取を行い、これを発注者に提出すること。

3 受注者は、前項の検査の結果が不合格となった場合には発注者の指示に従い、受注者の負担で交換又は引取りなどの措置に応じなければならない。

(製造方法)

第4条 受注者が、発注者に納入する水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭）は、ヤシ殻を原料とし、水蒸気賦活したものとする。

受注者は、契約締結後、直ちに発注者に、納入品の製造方法（原料、賦活化、製品化等）について明記したものを、発注者に提出しなければならない。

また、製造方法に変更が生じた場合は、納入前に発注者と協議しなければならない。

(納入)

第5条 受注者は、発注者の指定する日時、数量、場所及び方法で納入しなければならない。その際、製品の製造元が発行する分析表を提出するものとする。

また、納入に際し、発注者の指示に従い、クレーン等を取り扱う場合などは、事故防止に努め、適正な取扱いを行うこととする。

2 水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭）を納入する際の荷姿は、フレコンバッグとし、180kg（360wet-kg）／袋とする。

3 納入は埼玉県生活環境保全条例に適合した車両によるものとし、地方税法及び埼玉県生活環境保全条例に違反する軽油等を使用しないこと。

(納入場所及び納入予定数量)

第6条 納入場所及び納入予定数量は次のとおりとする。

納入場所	住所	納入予定数量
大久保浄水場	さいたま市桜区宿 618	54 t

納入数量は処理水量、水質等の状況により変動する。

(納入期限)

第7条 納入期限は、契約締結日から令和9年3月31日のうち、発注者が指示する日時とする。

(契約数量の表示)

第8条 契約する水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭）の数量は、乾燥重量に換算したものとする。

また、納入数量は、フレコンバッグ1袋を 360kg（50%wet 重量）とする。すなわち、フレコンバッグ1袋を粉末活性炭乾燥重量 0.18 t として、対価支払い基礎重量とする。

(補則)

第9条 受注者は、契約締結後、直ちに安全データシート（SDS）、製造事業者名、輸送事業者名及び緊急時の連絡先を記載した書面（担当者、昼夜の別を含む。）を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、製品納入の一連作業において、発注者に損害を与えた場合、あるいは発注者の構造物を汚染又は損傷させた場合は、受注者の負担で弁償及び復旧しなければならない。

3 受注者は、水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭）の製造、運搬及び納入等に当たり関係法令等

を遵守すること。

- 4 本仕様書に疑義がある場合、又はこの仕様書に定めのない事項で必要なものについては、発注者、受注者協議の上定めるものとする。